

一般財団法人 渋谷長寿健康財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人 渋谷長寿健康財団と称する。

(英文名: Shibuya Longevity Health Foundation)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所および研究所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長寿社会にふさわしい社会システムの構築に寄与するため、保健・医療・福祉の分野における調査研究、並びに長寿健康社会に資する活動を行い、もって我が国における保健・医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 脳脊髄疾患に関する調査研究
- (2) 保健・医療・福祉の分野に関する市民公開講座の開催などの啓発活動
- (3) 保健・医療・福祉の分野に対して社会貢献を行った個人及び団体への顕彰
- (4) 睡眠に関する調査研究、並びに睡眠メディカル機器の貸与、及び販売
- (5) 脳過敏症に関する調査研究、並びに脳過敏症ホットラインの管理運営
- (6) がん治療に関する調査研究、並びに、ガンサロンふくやまの管理運営
- (7) 健康増進、疾病管理、災害対策に関する機器及びシステムの調査研究、開発、及び販売
- (8) 前各号に関連する出版物・動画コンテンツの制作、発行、及び販売
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

2 前項の事業は、主として日本国内で実施する。ただし、この法人の目的達成に十分寄与すると判断された場合、日本国外の個人及び団体との共同研究・共同事業を行うことができる。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄付を受けた財産については、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取り扱い規定による。

(基本財産の維持および処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産のその一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事、評議員の過半数が出席し、その過半数の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(財産の管理・運用)

第7条 第3章第6条に基づき、この法人の財産の運用・管理は代表理事が行うものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第10条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を議長とする。

(選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規定による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1)理事及び監事の選任及び解任

(2)理事及び監事の報酬等の額並びに評議員の費用の額の決定およびその規程

- (3)定款の変更
- (4)各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5)残余財産の処分
- (6)基本財産の処分または除外の承認
- (7)合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (8)理事会において評議員会に付議した事項
- (9)前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は理事会に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 代表理事は評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)監事の解任
- (2)定款の変更
- (3)基本財産の処分又は除外の承認
- (4)その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及びその他の出席評議員1名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事3名以上10名以内

(2)監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名を常務理事とする。

3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選任する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合には、理事およびその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係のある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、退任した理事または監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第31条 この法人は、役員一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第33条 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

2 顧問は、理事会、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を行使することはできない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後3ヶ月以内及び毎事業年度開始前にそれぞれ開催する。

2 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前項第2項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 代表理事は前条第2項2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 常務理事は議長の職務を代行することができる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上による議決により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による議決により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他一般法人法第202条第1項及び第2項に定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(顕彰等交付規定)

第48条 この法人は医学、医術、保健、福祉の発展に寄与した個人または団体を顕彰することができる。

2 記念品・賞状等を交付するため理事会において、別に顕彰等交付規定を定める。

3 顕彰等交付規定の変更は、理事会において、議決に加わることのできる理事総数の過半数が出席し、その過半数の議決を要する。

(選考委員会)

第49条 この法人は、前条に基づく対象となるものを選考するためと助成事業の選考するための選考委員会を置くことができる。

2 選考委員会は3名以上6名以内の委員をもってこれを構成する。

3 委員は理事及び評議員及び顧問から選出し、代表理事が委嘱する。

4 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

5 欠員または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

6 選考委員には職務に要する費用を支払うことができる。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとし、情報公開に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上取得し又は取り扱う個人情報の保護に関し個人情報の保護に関する法律に基づき万全を期するものとし、個人情報の保護に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、以下に掲げる者とする。※3名以上10名以内

評議員 氏名 近藤 茂久

評議員 氏名 大田 慎三

評議員 氏名 藤井 昭平

評議員 氏名 松岡 巖

4 この法人の最初の理事および監事は、以下に掲げる者とする。※3名以上10名以内

理事 氏名(代表理事) 大田 浩右

理事 氏名(常務理事) 小丸 法之

理事 氏名 井口 敬一

理事 氏名 大田 章子

理事 氏名 藤井 昇

理事 氏名 目崎 育弘

※1名以上2名以内

監事 氏名 日下 真吾

監事 氏名 本田 祐二

平成27年6月20日

当法人の定款に相違ない。

一般財団法人 渋谷長寿健康財団

代表理事 大田 浩右